



©宮城県・旭プロダクション



# セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

事件事例から学ぶ安全運転 テーマ 「飲酒運転の末に・・・」

## 【事故概要】

忘年会で飲酒后、忘年会の会場近くに駐車していた車を運転して帰宅途中に、電柱に衝突

## ドライバー語録

「すみません。謝って済むことではないのですが。」  
「私、これからどうなるのでしょうか？。逮捕されるのですか？。私の名前が新聞に出てしまうのですか？。」  
「免許は無くなってしまうのですか？。」  
「車はもうダメですね。電柱の弁償はどのくらいの金額がかかるのですか？。」  
「ちょっとだけ。大丈夫だと思ったのに・・・」



## 飲酒運転は絶対にダメ！二日酔い運転も！

「飲酒運転は絶対にしてはいけないこと」ということは誰もが知っていることです。しかし、「飲酒運転で逮捕」というニュースが新聞やテレビで報道されています。何故、飲酒運転はダメと分かっているがするのでしょうか？。

警察の方から、飲酒運転をした人が車を運転した理由をどう話しているのか聞いてみると、一般的に「事故を起こさなければ大丈夫だと思った。」、「見つからなければ大丈夫だと思った。」という理由が多いそうです。

「セーフティ123通信」の読者の皆さんは、「飲酒運転はしない。」、「したことがない」という方々ばかりかと存じますが、二日酔い運転には、十分注意してください。



## 飲酒運転はさせない！

飲酒運転をしようとする人への「車の提供」、「酒類の提供」や「飲酒運転車両等への同乗」も絶対にダメです。

12月は忘年会、1月は新年会と飲酒する機会が多くなる時期です。ちなみに、忘年会について調べてみると「年末に催される宴会」で一般的には「その年の労苦を忘れるために執り行われる宴会」を言うそうです（諸説あるかと思いますが・・・）。

「セーフティ123通信」の読者の皆さん、周りに飲酒運転をするような人がいたら「飲酒運転は絶対にダメ」と言って止めてください。その年の苦労を忘れる忘年会が、苦労を背負う忘年会にならないためにね。

「冬道の安全運転1・2・3運動」

12月1日から2月29日まで

冬道の走行時は、積雪、凍結等による滑走事故に注意しましょう。

安全な速度      1割のスピードダウン  
 車間距離の保持      2倍の車間距離  
 早めの出発      3分早めの出発

あわせて、タイヤが滑る原因となる「急ブレーキ」「急ハンドル」「急加速」にも注意しましょう。

「年末の交通事故防止運動」

12月1日から12月31日まで

～ ゆっくり走ろう 師走の みやぎ ～

12月は、日没時間が年間を通じて最も早く、交通量の増加による渋滞や心理的な慌ただしさ、飲酒機会の増加、積雪・凍結等による路面状態の悪化等、様々な要因が重なり合って、交通事故が最も多発する時期です。ゆとりを持った行動で交通事故を起こさない、遭わないようにしましょう。

「夕暮れ時の交通事故防止運動」

10月1日から1月31日まで

日没時間が早くなる時期、交通事故が多発する夕暮れ時から夜間の時間帯は特に注意しましょう。

「ラ・ラ・ラ運動」

ライトオン (Light on)      早めのライト点灯  
 ライトアップ (Light up)      反射材でライトアップ  
 ライトケアフル (Right careful)      右側注意

交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。

| 交通事故                           | 相談受付時間              | 月～金8:30～16:45 (土・日・祝日、年末年始はお休みします。) |
|--------------------------------|---------------------|-------------------------------------|
| 相談窓口                           | 弁護士法律相談             | 下記日程の14:00～16:00 (下記の窓口で事前予約が必要です。) |
| 窓口                             | 電話 (問い合わせ先)         | 弁護士法律相談日程                           |
| 交通事故相談室                        | 022-211-2432、2433   | 毎月第2・第4金曜日                          |
| 大河原地方振興事務所<br>県民サービスセンター       | 0224-53-3111 内線241  | 4月・7月・10月・1月の<br>第3金曜日              |
| 北部地方振興事務所<br>県民サービスセンター        | 0229-91-0701 内線216  | 5月・8月・11月・2月の<br>第3水曜日              |
| 北部地方振興事務所栗原地域事務所<br>県民サービスセンター | 0228-22-2111 内線280  | 6月・9月・12月・3月の<br>第3木曜日              |
| 東部地方振興事務所登米地域事務所<br>県民サービスセンター | 0220-22-6111 内線294  | 5月・8月・11月・2月の<br>第3火曜日              |
| 東部地方振興事務所<br>県民サービスセンター        | 0225-95-1411 内線3040 | 4月・7月・10月・1月の<br>第3水曜日              |
| 気仙沼地方振興事務所<br>県民サービスセンター       | 0226-24-3186        | 6月・9月・12月・3月の<br>第3水曜日              |